

“ 知財戦略なくしてイノベーションなし “

荒井寿光

1. 中小企業の特許パック制度

(ねらい) 中小企業の特許費用を軽減し、イノベーションを促進する。

特許出願をしやすくする 50万円 20万円

- ・ 中小企業を助ける “ 応援弁理士制度 ” を作り、
弁理士に支払う費用を、国が補助。
- ・ 弁理士費用と特許庁に支払う出願料、審査請求料の
セットで20万円とする。

特許審査に合格したら 100万円 50万円

- ・ 特許料の一括納付半額制度を作る。

割引対象を大幅拡大する 赤字中小企業 黒字企業も

- ・ 米国の制度（スモールエンティティ）と同様に、
すべての中小企業に拡大する。
- ・ 申請書類も、米国と同様に自己宣誓書のみとする。

(日本の割引制度の割引効果は米国の100分の1に過ぎない)

	年間利用件数 × 割引額 = 割引効果
日本	0.5 万件 × 10 万円 = 5 億円
米国	10 万件 × 50 万円 = 500 億円

(理由) 日本の割引制度は、赤字企業等の一部の中小企業しか使えない。
しかも、証明書類の提出などの手続きが面倒。
割引額が10万円と少ない。
一方、米国では、「中小企業である」旨の自己宣誓書だけで使え、
割引額も大きい。

2. アジアを内需にするための知財戦略

(ねらい) 中小企業のアジア進出を後押しする。

外国出願を応援する

・ 中小企業がアジア諸国へ特許出願するための

出願・翻訳・弁理士費用を半額助成する。

拡大するアジア市場で日本企業が活性化

(中小企業は、外国出願する経費を負担できない。)

- ・ 中小企業は外国、特にアジアへ進出して大きなマーケットを確保する必要がある。
- ・ そのためには、自社の技術の特許で守ることが前提。
- ・ 海外特許出願費用(300万円)が中小企業にとって大きな負担。海外出願費用のうち、翻訳費用が大きな割合を占める。

3. 特許効力安定化

(ねらい) 特許の効力を安定にして、商品化・事業化を図る。

特許裁判を戦いやすく

- ・ 裁判所が特許庁の技術的知見を活用しやすくする。
 - 1) 特許庁が無効にするまでは、特許は有効なものと推定する規定の特許法に設ける。
 - 2) 特許庁の審査基準を内部基準から省令基準とする。
 - 3) 特許庁の審判官の信頼性を高めるため、
訴訟手続きの研修・試験を行う。

また審判官の処遇や地位を向上させる。
- 特許制度全体の信頼性が高まり、使いやすくなる

(中小企業は、特許裁判で戦いにくい。)

- ・ 知財高裁は出来たものの、特許庁と地方裁判所の両方で、特許の有効性を争えるため、“蒸し返し”が可能であり、体力のない中小企業には不利となっている。
- ・ 特許の有効性など技術的な事項については、技術専門家である特許庁審判官が判断し、損害賠償額の認定など法律的な事項については、裁判官が判断するような制度とすることが、国全体の利益。
- ・ 裁判制度のあり方は、時間をかけて議論すべき課題ではあるが、出来るものから実施すべき。